

印刷見積仕様書

次に掲げる物件について、**2025年10月7日(火)** までに見積書を資産活用課へ提出してください。

なお、見積書は番号ごとに分けてください。 ※見本は要求課に返却すること※
見積金額は契約希望金額から消費税相当額を除いた額を記載してください。（競争は見積金額で行います。）
本案件についての質問がある場合は、案件公開週の木曜日までに質問書を提出してください。回答の公表は金曜日を予定しています。

見積り合わせの結果については、書面又は福山市ホームページにより公表しますので、落札された場合は、公表の日から原則、5日以内に発注書を受領（契約締結）してください。

見積書を提出された場合は、福山市契約規則第3条に基づき、請書をもって契約書に代えること、又は第4条に基づき、見積書をもって契約書に代えることに同意していただいた ものとします。なお、契約の履行については、地方自治法施行令、福山市契約規則及び福山市物品調達契約款の定めるところとします。

★本案件は、福山市内に本店を有する方のみご参加いただけます。★

番号	要求課	負担行為番号	品名	品質規格その他	納品方法	数量呼称	納品場所	希望納期
1	選挙管理委員会事務局	56316	氏名掲示紙	仕様書のとおり	搬入	3,500枚	選挙管理委員会事務局	2025年10月27日
2	資産税課	56497	2026年度(令和8年度) 償却資産(固定資産税)申告の手引	仕様書のとおり	搬入	11,300部	資産税課	2025年11月19日
3	資産税課	56504	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	仕様書のとおり	搬入	11,300セット	資産税課	2025年11月19日
			種類別明細書 (減少資産用)	仕様書のとおり	搬入	5,600セット	資産税課	2025年11月19日
4	若者・くらしの悩み相談課	55958	2026年(令和8年) 福山市二十歳の集い記念品の同封物	仕様書のとおり	搬入	2,140枚	若者・くらしの悩み相談課	2025年10月31日
5	福山中・高等学校	55873	「福山市立福山中学校」入学者選抜 実施要項	仕様書のとおり	搬入	1,800部	福山中・高等学校	2025年11月4日
6	保健予防課	57321	麻しん風しんワクチン接種(第1期)勸 奨はがき	仕様書のとおり	搬入	250枚	保健予防課	2025年10月31日
7	保険年金課	57903	国民健康保険税領収証書(公売用)	仕様書のとおり	搬入	10冊	保険年金課	2025年11月20日
8	秘書課	57350	レターヘッド	仕様書のとおり	搬入	300枚	秘書課	2025年10月24日

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

N o . 1 仕 様 書

- ・ 名 称 氏名揭示紙
(令和7年11月9日執行予定 広島県知事選挙)
- ・ 規 格 A4判上質紙70キロ
- ・ 書 体 極太明朝(候補者氏名欄) リュウミンM(党派の名称)
- ・ 文 字 色 黒一色
- ・ 用 紙 白色
- ・ 数 量 3,500枚(500枚/包*7包、間紙は入れない。)
- ・ 納 期 2025年(令7年)10月27日(月)
- ・ 納品場所 選挙管理委員会事務局
- ・ 校 正 校正回数制限なし
- ・ 内 容 別紙のとおり(3人以下:別紙1、4人以上:別紙2)
※「党派欄(上段)」、「候補者名欄(下段)」については【事前校正】で情報を提供し、掲載順序は【本番校正】で情報提供する。
※候補者数は【本番校正】まで変更する可能性があります。変更した場合は、枠数及び幅等を調整します。
- ・ 納品までの流れ
 - 【事前校正】 広島県選挙管理委員会が提供する事前審査の情報を基に(10月中旬見込)、選管で五十音順の候補者情報を作成し、業者にエクセルデータをメールで送信する。業者は五十音順のPDFファイルを作成し、10月20日(月)までに選管へメールで提出する。以降、候補者情報等に修正がある度、校正を行う。
 - 【本番校正】 10月23日(木)の立候補届出終了後、17時30分から掲載順序を定めるくじを選管で実施し、業者にメールで掲載順序を送信する。業者は掲載順序を並べ替えたPDFファイルを直ちに作成し、選管にメールで送信する。
 - 【印刷】 提出されたデータを校正後、印刷、納品。

連絡先	福山市選挙管理委員会事務局
担当者	岡本
電 話	084-928-1121
F a x	084-928-3315
E-mail	sen-kan@city.fukuyama.hiroshima.jp

令和 7 年 1 1 月 9 日執行

広島県知事選挙

広島県知事選挙候補者

福山市選挙管理委員会

令和 7 年 1 1 月 9 日執行

広島県知事選挙

広島県知事選挙候補者

福山市選挙管理委員会

№. 2 仕 様 書

1 品名

2026 年度（令和 8 年度）償却資産（固定資産税）申告の手引

2 品質・規格

サイズ：A4 版

ページ：24 ページ（表紙＋目次＋21 ページ＋裏表紙）

紙質：上質 55kg

印刷：両面印刷 多色刷り

※別添「2025 年度（令和 7 年度）償却資産（固定資産税）申告の手引」参照

3 校正

2 回

※校正ごと及び最終稿を USB メモリにデータを保存すること。

4 原稿

USB メモリ渡し（PDF データ）

5 数量

11,300 部

6 納品場所・納品方法

納品場所：資産税課（福山市東桜町 3 番 5 号 本庁舎 2 階）

担当 坂田 電話 084-928-1022

納品方法：搬入

7 納入期限

2025 年（令和 7 年）11 月 19 日（水）

8 注意事項

- ・ 取り掛かる前に資産税課に連絡し、担当者の指示を受けてください。
- ・ 納品時、サンプルとして 2 部用意してください。

2026年度（令和8年度）



償却資産（固定資産税）申告の手引

平素より本市税務行政につきましては、格別の御理解御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在に所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この手引を参照の上、申告書等を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。できるかぎり早めに提出していただきますよう御協力をお願いします。

提出期限 2026年（令和8年）2月2日（月）

○償却資産申告書の法定提出期限は、1月31日です。（提出期限が市の休日（土日祝）の場合は、市の休日の翌日がその期限となります。）

○提出期限を過ぎて申告書を提出された場合、4月中旬発送予定の納税通知書に反映できないことがあります。その場合は、2期以降で対応させていただくこととなりますので、御了承ください。

○申告書等を郵送される方で、控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封してください。同封されていない場合は控えを返送いたしかねますので、御了承ください。また、申告期限間際の受付分については、控えの返送が遅くなりますので、御了承ください。

○課税標準の特例や非課税・減免の適用を受ける場合は、添付書類や申告書等の必要書類も併せて提出してください。（5、6ページ参照）

◆償却資産の申告は便利なeLTAX（電子申告）を御利用ください。詳細は裏表紙へ

償却資産の申告、手引については、福山市ホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shisanzei/5926.html>

※申告書、種類別明細書（増・減）の様式は当ホームページからダウンロードできます。

福山市 償却資産

検索



福 山 市

【 目 次 】

I	償却資産のあらまし	1
1	償却資産とは.....	1
2	建築設備等における家屋と償却資産の区分	2
3	業種別の償却資産の例	3
4	償却資産の申告で誤りやすい資産.....	4
5	課税標準の特例	5
6	非課税・減免.....	6
7	国税との違い.....	6
II	償却資産の申告.....	7
1	申告していただく方.....	7
2	申告方法及び提出書類	7
3	申告書等の提出期限.....	8
4	申告書等の提出先	8
5	申告時の注意事項	8
6	個人番号又は法人番号の記入	9
7	申告されなかった場合、虚偽の申告をされた場合	9
8	実地調査への御協力をお願い	9
9	過年度への遡及等	9
10	共同住宅（アパート）などの賃貸建物を所有されている方	10
11	太陽光発電設備を所有されている方	11
III	償却資産申告書等の書き方（記入例）	12
1	償却資産申告書＜緑色＞	12
2	種類別明細書（増加資産・全資産用）＜緑色＞	14
3	種類別明細書（減少資産用）＜赤色＞	16
4	資産内容の修正（登録資産の内容に誤りのあるもの）	16
IV	償却資産の計算～価格の決定等	18
1	評価額の計算.....	18
2	価格の決定	19
3	税額の計算.....	19
4	免税点.....	19
5	納期限.....	19
V	Q & A	20
	償却資産申告のQ & A	20

I 償却資産のあらまし



1 償却資産とは

(1) 固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、おおむね次の資産をいいます。

ア 税務会計上、減価償却の対象となるべき資産

イ 建設仮勘定に経理されている資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができる資産

ウ 簿外資産及び償却済資産であっても、事業の用に供することのできる状態にあるもの

エ 租税特別措置法第67条の5の適用を受けた30万円未満の少額資産

(2) 課税対象となる資産を種類別に分類すれば、次のとおりです。

種類 番号	資 産 種 類		対 象 と な る 資 産
1	構 築 物	建 物 建 物 附 属 設 備	プレハブ等の簡易な建物で家屋評価としないもの 建築設備のうち償却資産に該当するもの〔2ページ(1)参照〕 賃貸ビル等の家屋に附加された内装と附帯設備〔2ページ(2)参照〕
		構 築 物	門、塀、擁壁（土留め）、舗装路面、緑化施設、広告塔、外灯等
2	機械及び装置		工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、クリーニング設備、機械式駐車設備、太陽光発電設備等 ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車
3	船 舶		ボート、漁船、客船、貨物船、工作船等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト等の大型特殊自動車（建設機械に該当するものは 2 機械及び装置） 各種運搬具等 *自動車税や軽自動車税が課税されるものは該当しません。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		机、椅子、ロッカー、応接セット、厨房用品、カーテン、テレビその他の音響機器、電話、放送機器、複写機、レジスター、看板、ネオンサイン、医療機器、理・美容機器、自動販売機、冷暖房機、パソコン等

(3) 次の資産は課税の対象となりませんので、申告する必要はありません。

ア 牛、馬、果樹、その他の生物（法人税法施行令第13条第9号に該当するもの）

イ 無形減価償却資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）

ウ 繰延資産

エ 棚卸資産（商品、原材料等）

オ 自動車税、軽自動車税の対象となる車両

カ 1998年（平成10年）4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの

・取得価額20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

2 建築設備等における家屋と償却資産の区分

(1) 家屋に附加された建築設備で「家屋と構造上一体となりその効用を高めるもの」は、通常家屋に含めて取り扱いますが、次のようなもので事業の用に供するものについては、償却資産として課税の対象となりますので申告してください。

	設備の種類	償却資産の取扱いとするもの	原則として家屋の取扱いとするもの
電気設備	受変電設備	変圧器、受配電盤等一式、キュービクル、自家用発電設備等	
	動力用配線配管設備	工場等の生産設備の動力源としての配線一式	家屋の建築設備の動力源としての配線一式
	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、屋外照明設備等	一般照明屋内配線、照明器具
	太陽光発電設備	屋根の上に取り付けたもの、野立て	家屋と一体となっている屋根材型のもの
	電話設備	電話機、交換機等の装置及び器具類	配線
	インターホン設備	アンプ、スピーカー、マイクロホン等	
衛生設備	給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
	ガス・給排水設備	特定の生産又は業務用設備一式、屋外の設備一式、引込工事	左記以外の設備
空調	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛け型、天吊り型等）、ウインドクーラー等	家屋と一体となっている設備
防災設備	火災報知設備	屋外の装置一式	屋内の装置
	消火設備	ホース、ノズル、消火器、避難器具	消火栓設備、スプリンクラー
サービス設備	厨房設備	顧客の求めに応ずる設備一式 〔百貨店、旅館、飲食店、病院、社員食堂のサービス設備〕	サービス設備以外の設備
	洗濯設備		
	医療用設備		
	運搬設備	ベルトコンベア設備、生産ライン用リフト、ホイス、クレーン等	左記以外の設備
	その他	簡易間仕切、LAN設備、門扉、塀、フェンス、舗装路面、植栽、アーケード、日よけ等	

(2) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント等）がその事業の用に供するために貸ビル、貸店舗等に施工した内外装、造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該資産を取り付けた者（テナント等）を所有者とし、家屋の附帯設備を償却資産として申告する必要があります。

※ (1) の区分に関係なく、テナント等で借主が事業用に取り付けたものは、償却資産の申告対象になりますので御注意ください。

3 業種別の償却資産の例

業 種	主な償却資産
共 通	事務用机 事務用椅子 応接セット キャビネット レジスター 金庫 看板 広告塔 ネオンサイン コピー機 パソコン ルームエアコン 受変電設備 舗装路面アスファルト敷 舗装路面コンクリート敷 等
製 造 業	旋盤 ボール盤 フライス盤 プレス機 梱包機 圧縮機 工場動力幹線設備 等
印 刷 業	印刷機 製版機 断裁機 等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の対象となるべきものを除く） 大型特殊自動車等（ナンバープレートの頭の数字が0又は9のもの）等
小 売 業	陳列棚 陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものを含む） 等
飲 食 業	テーブル 椅子 厨房用具 冷凍冷蔵庫 カラオケ機器 等
宿 泊 業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等） 厨房設備 洗濯設備 音響設備 放送設備 家具調度品 共聴設備 駐車場設備 等
理 美 容 業	シャンプー台 パーマ器 理美容椅子 サインポール 消毒殺菌器 タオル蒸器 湯沸かし器 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機 脱水機 プレス 給排水設備 等
医（歯科）業	レントゲン装置 調剤機器 手術機器 消毒殺菌用機器 歯科診療ユニット ファイバースコープ 等
不 動 産 貸 付 業	駐輪場 カーポート 駐車場アスファルト舗装 フェンス 外構工事 室内エアコン 太陽光発電設備 立体駐車場のターンテーブル及び機器部分 等
売 電 事 業	太陽光発電設備（屋根材一体型を除く） フェンス 舗装工事 防草シート 等
ガソリンスタンド	洗車機 ガソリン計量器 独立キャノピー 防火壁 地下タンク 等
娛 楽 業	パチンコ機 パチンコ機取付台（島工事） ゲーム機 両替機 カラオケ機器 ボウリング場用設備 等
農 業	コンバイン 保冷库 脱穀機 粃摺り機 精米機 運搬用機具 ビニールハウス 等 （農耕用小型特殊自動車とし軽自動車税で課税する乗用トラクター等は償却資産の課税対象にはなりません）

※ 上記に例示した資産は一部となりますので、
その他詳細については担当までお問合せください。

4 償却資産の申告で誤りやすい資産

(1) 償却資産の課税客体となるもの

- ア 工場等のキュービクル（高圧受変電設備）
- イ 動力幹線設備
- ウ 太陽光発電設備（屋根材として設置している場合は、対象外）
- エ テナントの内装工事
- オ 浄化槽
- カ 租税特別措置法第 67 条の 5 の適用を受けた 30 万円未満の少額資産
- キ 定着性のないプレハブ等簡易建物
- ク 電話機

(2) 家屋として評価するもの（自己所有家屋のもの）

- ア ビルトインタイプの空調、天井カセットエアコン
- イ 屋内の自動火災報知設備
- ウ 電気設備、照明、給排水衛生設備等
- エ 共聴設備
- オ 電話配線設備

(3) その他償却資産の課税客体とならないもの

- ア 取得価額が 20 万円未満の償却資産を税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
- イ 自動車税及び軽自動車税の対象となる車両

(4) リース資産（借用資産）

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方に申告をしていただく場合と資産を借りている方に申告をしていただく場合があります。リース資産の契約内容に応じた申告区分は、大きく分類すると次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (資産の所在する 市町村へ申告)
【実際の売買に当たるようなリース】 期間終了後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ 2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者であるリース会社等（貸主）が申告する必要があります。

5 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有する方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記載し、最初の適用年度には添付書類（写し）も併せて提出してください。

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）については、福山市資産税課ホームページをご覧ください。



○課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例

特例対象資産	範 囲	適用期間・特例率		適用条項	添付書類
家庭的保育事業に係る資産	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1 / 3 【わがまち特例】 (福山市の場合)		本法 第 349 条 の 3 第 27 項	事業実施の許認可証（写し）等
居宅訪問型保育事業に係る資産	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1 / 3 【わがまち特例】 (福山市の場合)		本法 第 349 条 の 3 第 28 項	事業実施の許認可証（写し）等
事業所内保育事業に係る資産	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1 / 3 【わがまち特例】 (福山市の場合)		本法 第 349 条 の 3 第 29 項	事業実施の許認可証（写し）等
先端設備等 ※設備取得前に計画申請したものが対象	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備（家屋と一体のものを除く）	賃上げ表明なし	2023（R 5） / 4/ 1～ 2025（R 7） / 3/31 に取得した場合 3 年間 1 / 2	本法附則 第 15 条 第 44 項	・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し） ・先端設備等導入計画の認定書（写し） ・投資利益率に関する確認書（写し） ・賃上げ表明ありの場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）
		賃上げ表明あり	・ 1.5%以上の場合 2025（R 7） / 4/ 1～ 2027（R 9） / 3/31 に取得した場合 3 年間 1 / 2 ・ 3%以上の場合 2025（R 7） / 4/ 1～ 2027（R 9） / 3/31 に取得した場合 5 年間 1 / 4		

※ この表は 2025 年（令和 7 年）10 月時点で作成していますので、2026 年度（令和 8 年度）税制改正により変更される場合があります。

6 非課税・減免

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する資産は非課税の適用を受けることができます。適用を受けようとする場合は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記入し、届出書の写し、定款の写し等の必要書類とともに、「固定資産税・都市計画税 非課税申告書」（福山市ホームページに様式掲載）を提出してください。

これまでの申告によって非課税適用の資産がある方も、新たに取得した資産について非課税の適用を受けようとする場合は、「固定資産税・都市計画税 非課税申告書」を提出してください。適用根拠の異なる資産についての申告の場合は、届出書の写し等、追加でお願いする場合があります。

また、非課税の適用を受けている資産が別の用途に供することとなり、非課税の資産でなくなったときは償却資産の申告の際にその旨を届け出てください。

災害等の被害を受けた資産については、被害の程度に応じて減免できる場合があります。減免を受ける場合の申請書類や要件については、福山市資産税課ホームページをご覧ください。



7 国税との違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（所得税・法人税）の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法（旧定率法） 12 ページ参照	【2007 年（平成 19 年） 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 （建物については旧定額法） 【2007 年（平成 19 年） 4 月 1 日以降取得】 定率法、定額法の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
増 加 償 却	認められます（税務署受付印のある増加償却の届出書写の提出が必要）	認められます（所得税法・法人税法）
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価格（1 円）まで
改 良 費	区分評価	原則区分評価
少額の減価償却資産 （耐用年数 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産）	一時に損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時に損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする
一括償却資産 （取得価額が 20 万円未満の減価償却資産）	3 年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	3 年間で損金又は必要な経費に算入が可能
即時償却資産 （租税特措法を適用して取得した 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産）	課税対象になります	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能

Ⅱ 償却資産の申告



1 申告していただく方

2026 年（令和 8 年） 1 月 1 日現在、福山市内において、法人や個人で工場や商店などを経営しておられる方で、その事業の用に供されている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品を所有されている方。

2 申告方法及び提出書類

（※償却資産申告書等の書き方（記入例）参照 12～17 ページ）

(1) 初めて申告をされる方

2025 年（令和 7 年） 1 月 2 日以降に新規に事業を開始された方

提出書類	①償却資産申告書〈緑色〉 [正]（副は控です）
	②種類別明細書（増加資産、全資産用）〈緑色〉 [提出用、入力用]
	③その他必要書類（課税標準の特例や非課税・減免の適用を受ける場合に 必要な添付書類や申告書等。 5、 6 ページ参照）
注 意 点	該当資産の多少にかかわらず申告してください。また、該当資産のない 場合には、①償却資産申告書 18 備考欄の該当項目（ 4 該当資産なし）に ○をつけて申告してください。

(2) 前年度に申告された方

対象資産	2025 年（令和 7 年） 1 月 2 日から 2026 年（令和 8 年） 1 月 1 日までに、 <u>増加及び減少した資産</u>
	2025 年（令和 7 年） 1 月 1 日以前に取得した資産で申告漏れ等のあった 資産
提出書類	①償却資産申告書〈緑色〉 [正]（副は控です）
	②種類別明細書（増加資産、全資産用）〈緑色〉 [提出用、入力用]
	③種類別明細書（減少資産用）〈赤色〉 [提出用、入力用]
	④その他必要書類（課税標準の特例や非課税・減免の適用を受ける場合に 必要な添付書類や申告書等。 5、 6 ページ参照）
注 意 点	前年中に資産異動がない場合には、①償却資産申告書 18 備考欄の該当項 目（ 3 前年中資産増減なし又は 4 該当資産なし）に○をつけて申告し てください。

(3) 自社の様式で申告される方

申告書に 2026 年（令和 8 年） 1 月 1 日現在所有しているすべての資産について
申告してください。

自社様式の申告書で申告される方で、福山市の申告書をお送りしている場合は、
福山市の申告書も提出してください。また、用紙のサイズは A4 となるよう御協力
をお願いします。

3 申告書等の提出期限

2026年（令和8年）2月2日（月）です。事務処理の都合上できるかぎり早めに提出していただきますよう、御協力をお願いします。償却資産申告書の法定提出期限は、1月31日です。（提出期限が市の休日（土日祝）の場合は、市の休日の翌日とその期限となります。）

※ 提出期限を過ぎて申告書を提出された場合、4月中旬発送予定の納税通知書に反映できないことがあります。その場合は、2期以降で対応させていただくこととなりますので、御了承ください。

4 申告書等の提出先

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局税務部資産税課 償却資産担当（福山市役所2階）

電話 （084）928-1022

5 申告時の注意事項

- (1) 申告書は正副の2枚、明細書は3部複写になっています。申告書の正と明細書の提出用及び入力用を提出し、申告書の副と明細書の控用は大切に保管してください。
- (2) 申告書の副に受付印の必要な方は、返送用封筒（切手貼付）を同封の上、提出してください。同封されていない場合は返送いたしかねますので、御了承ください。
- (3) 「償却資産種類別明細書 正」は、内容の修正がない場合、提出する必要はありません。資料としてお持ちください。
- (4) 事業所の解散・廃業・住所変更等をされた場合は、償却資産申告書の18備考欄の該当項目（5 転出・廃業・解散）に○をつけ、発生日月日を記入して提出してください。
- (5) 決算期後 1月 1日までの間に取得した資産も、漏れなく申告してください。
- (6) 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方が申告してください。（4ページ参照）
- (7) 自社様式での申告書又は電子申告（eLTAX）で申告される方で、市の申告書の送付が必要ない場合、備考欄に「申告書不要（自社様式又は電子申告）」等と記載してください。この場合、償却資産種類別明細書・手引・種類別明細書（増・減）も送付されませんが、手引・種類別明細書（増・減）の様式については福山市資産税課ホームページからダウンロード又はご覧いただけます。

6 個人番号又は法人番号の記入

2016 年度（平成 28 年度）の申告から、個人番号又は法人番号の記入が必要になりました。

個人事業主の場合は、申告書提出の際に番号確認、身元確認及び代理権の確認をさせていただきますので御了承ください。前年までに番号確認をさせていただいている場合は、申告書の番号記入欄にアスタリスク（*）を表示してありますので、番号の記入は必要ありません。

法人の場合は、前年までに記入をいただいていたたり、法人市民税の申告等で福山市に情報がある場合は、福山市からお送りする申告書に既に記載をしています。

7 申告されなかった場合、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び福山市税条例第 66 条の規定により、10 万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第 368 条及び福山市税条例第 63 条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を処されることがあります。

8 実地調査等への御協力をお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づいて、実地調査や簡易調査（固定資産台帳等を郵送していただく調査）を行っておりますので、その際には御協力をお願いします。

また、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、法人税又は所得税に関する書類について、該当する税務署で閲覧等を行うことがあります。

9 過年度への遡及等

調査により申告内容に修正がある場合は、取得年の翌年まで遡って税額を再計算（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により現年度を含め最長 5 年）することがありますので、御承知おきください。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（19 ページ「5 納期限」参照）とは異なり、納期は 1 回となりますので、御留意ください。



10 共同住宅（アパート）などの賃貸建物を所有されている方

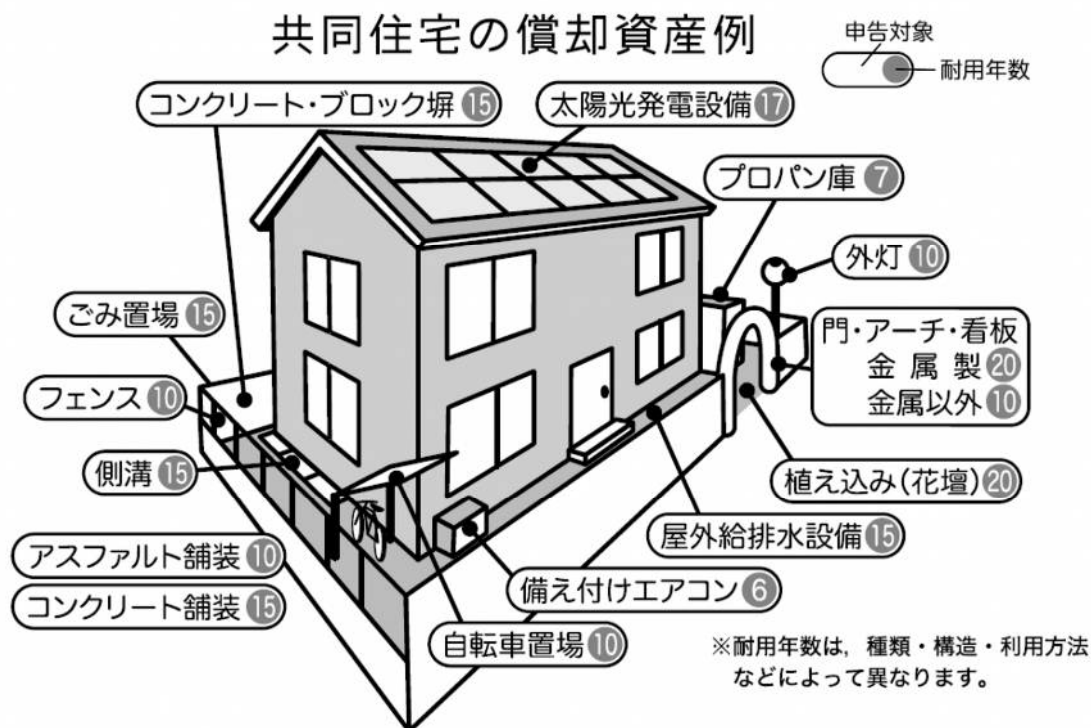
共同住宅（アパートなど）の不動産賃貸業を営んでいる方（貸店舗・事務所などを含む）で、確定申告において減価償却として必要経費に算入される事業の用に供している資産を所有されている場合は、固定資産の償却資産申告が必要です。

○不動産賃貸業における主な償却資産を例示しますと、次のようなものがあります。

構築物	敷地のアスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置場、ごみ置場、屋外給水・排水設備、下水道接続工事、側溝、周囲フェンス、門、ブロック塀、外灯、植栽工事、広告塔 など
機械装置	太陽光発電設備、駐車場機械設備、受変電設備、自家用発電設備 など
器具・備品	壁掛けエアコン、家具付きアパートの場合のテレビ、冷蔵庫 など

※ 所得税・法人税の確定申告において、工事にかかった経費をひとまとめにして「アパート工事（建物）一式」等の名称で減価償却している場合には、これらの経費のうち、家屋（固定資産税）の課税対象となる建物本体部分を除き、申告対象となる資産を抜き出して申告していただくことになります。

なお、申告の際には、工事見積書等の内訳から、申告対象となる資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数等を抜き出してください。



11 太陽光発電設備を所有されている方

法人や個人事業主（店舗やアパート、農業等事業を営む方がその事業のために太陽光発電設備を設置した場合）が、太陽光発電設備を所有している場合は、事業の用に供している資産となり、機械として償却資産に該当しますので、固定資産税の償却資産申告が必要です。

また、個人が住宅に設置している場合でも 10kw 以上の設備の場合は、事業の用に供している資産となり、償却資産に該当しますので、固定資産税の償却資産申告が必要となります。

(1) 償却資産として申告が必要となる太陽光発電設備 (課税対象となる設置者・発電量別の区分)

設置者	余剰売電・全量売電（10kw 以上）	余剰売電（10kw 未満）
法人	課税対象	課税対象
個人事業主	課税対象	課税対象
個人	課税対象	課税対象外

(2) 太陽光発電設備の評価の区分（(1) で課税対象となる場合）

太陽光パネルの 設置方法	太陽光発電設備		
	太陽光パネル	架台	接続ユニット パワーコンディショナー 表示ユニット 電力量計等
家屋に一体の建材 (屋根材等) として 設置	家屋として課税		償却資産
架台に乗せて屋根 に設置	償却資産		償却資産
家屋以外の場所 (地上や家屋の要件を 満たしていない構築物等) に設置	償却資産		償却資産

※ 架台に乗せて建物に設置又は地上に設置した場合は、償却資産の申告が必要です。
申告には、上記の設備の他に工事費等の設置費用も申告が必要です。

Ⅲ 償却資産申告書等の書き方（記入例）

1 償却資産申告書 < 緑色 >

1 住所 住所及び電話番号を記入し、ふりがなを付してください。 変更がある場合は、赤字で訂正してください。	2026 年 ○○ 月 ○○ 日 2026 年 償却 福山市長 様																																																																																																																																																																
2 名前 名前を記入し、ふりがなを付してください。 共有資産の場合は、「代表者名前 外 ○名」と記入し、右下の「18備考」欄に共有者全員の名前、住所を記入してください。 法人の場合は、その名称及び代表者の名前を記入してください。 また屋号があれば、記入してください。 ※押印は不要です。	（ふりがな） 1 住 所 又は納税通知書送達先 （ふりがな） 2 名 前 法人にあってはその名称及び代表者の名前 〒720-8501 ふくやま ひがしきくらまち 3ばん 5ごう 福山市東桜町3番5号 （電話 084-921-1111） ふくやま○○ かぶしきがいしゃ 福山○○ 株式会社 代表者 福山 太郎 ()																																																																																																																																																																
取得価額 (イ) 前年前までに取得された資産の合計が記載されています。 (ロ) 前年中に減少した資産の取得額。 (ハ) 前年中に取得した資産の合計及び前年前までに取得した資産で申告漏れがある場合は加算して記入してください。 (ニ) (イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した合計額。 ※ 毎年の減価後の評価額等については、自動計算されますので、(ホ)～(ト)の欄は記入不要です。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">資産の種類</th> <th colspan="3">前年前に取得したもの (イ)</th> <th colspan="3">前年中に減少したもの (ロ)</th> <th colspan="3">前年中に取得したもの (ハ)</th> </tr> <tr> <th>十億</th> <th>百万</th> <th>千円</th> <th>十億</th> <th>百万</th> <th>千円</th> <th>十億</th> <th>百万</th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>構築物</td> <td></td> <td></td> <td>3 000 000</td> <td></td> <td></td> <td>3 000 000</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>機械及び装置</td> <td></td> <td></td> <td>8 000 000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>航空機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td></td> <td></td> <td>3 000 000</td> <td></td> <td></td> <td>1 100 000</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>14 000 000</td> <td></td> <td></td> <td>4 100 000</td> <td></td> <td></td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産の種類</th> <th colspan="3">評価額 (ホ)</th> <th colspan="2">決定価額 (ト)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>十億</th> <th>百万</th> <th>千円</th> <th>十億</th> <th>百万</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>構築物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>機械及び装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>航空機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類		前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円	1	構築物			3 000 000			3 000 000			1	2	機械及び装置			8 000 000						32	3	船舶										4	航空機										5	車両及び運搬具										6	工具、器具及び備品			3 000 000			1 100 000			1	7	合 計			14 000 000			4 100 000			34	資産の種類		評価額 (ホ)			決定価額 (ト)				十億	百万	千円	十億	百万	1	構築物						2	機械及び装置						3	船舶						4	航空機						5	車両及び運搬具						6	工具、器具及び備品						7	合 計					
資産の種類				前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)																																																																																																																																																							
		十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円																																																																																																																																																							
1	構築物			3 000 000			3 000 000			1																																																																																																																																																							
2	機械及び装置			8 000 000						32																																																																																																																																																							
3	船舶																																																																																																																																																																
4	航空機																																																																																																																																																																
5	車両及び運搬具																																																																																																																																																																
6	工具、器具及び備品			3 000 000			1 100 000			1																																																																																																																																																							
7	合 計			14 000 000			4 100 000			34																																																																																																																																																							
資産の種類		評価額 (ホ)			決定価額 (ト)																																																																																																																																																												
		十億	百万	千円	十億	百万																																																																																																																																																											
1	構築物																																																																																																																																																																
2	機械及び装置																																																																																																																																																																
3	船舶																																																																																																																																																																
4	航空機																																																																																																																																																																
5	車両及び運搬具																																																																																																																																																																
6	工具、器具及び備品																																																																																																																																																																
7	合 計																																																																																																																																																																
	(ホ)～(ト) 記入する必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。																																																																																																																																																																

3 個人番号（マイナンバー）又は法人番号

2015年（平成27年）10月に個人及び法人に対して通知された個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記入してください。個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。

※個人事業主：個人番号（マイナンバー）
法 人：法人番号

なお、前年までに番号の確認ができている場合、個人事業主にはアスタリスク（*）、法人には番号が記載されていますので記入は不要です。

4 事業種目

業種は具体的に（例：印刷業、売電事業等）記入してください。

7 税理士等の名前

経理を委託されている税理士等の名前及び電話番号を記入してください。

年度（令和8年度）

資産申告書（償却資産課税台帳）正

※所有者コード	
X	XXXXXXXXXX
3 個人番号又は法人番号	X X X X X X X X X X X X X X
4 事業種目 (資本等の金額)	印刷業 (50 百万円)
5 事業開始年月	2001 年 9 月
6 この申告に回答する者の係及び名前	経理課 福山次郎 (電話 084-928-2222)
7 税理士等の名前	広島 花子 (電話 084-928-1234)
8 短縮耐用年数の承認	有・無
9 増加償却の届出	有・無
10 非課税該当資産	有・無
11 課税標準の特例	有・無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
14 青色申告	有・無
15 市内における事業所等資産の所在地	① 東桜町3番5号 ② 松永町三丁目1番29号 ③ 駅家町倉光37番地1 貸主の名称等 備後第一リース
16 借用資産 (有・無)	有
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
18 備考(添付書類等)	決算期(3 月) ① 増加資産 1 枚 2025.4.1 住所変更 ② 減少資産 1 枚 3 前年中資産増減なし 4 該当資産なし 5 転出・廃業・解散等 (年 月 日)
※番号①	※番号②
※受付	※物件
※照合	

たもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)
千 円	十 億 百万 千 円
000 000	1 000 000
000 000	40 000 000
400 000	3 300 000
400 000	44 300 000
格(ハ)	課税標準額(ロ)
千 円	十 億 百万 千 円

8~14

該当する方を○で囲んでください。

「短縮耐用年数の承認」を受けた方「増加償却の届出」をされた方は、その写しを添付してください。なお、償却資産の評価において「特別償却」及び「圧縮記帳」は認められません。

15 市内における事業用等資産の所在地

福山市内における資産の所在地を記入してください。また、2つ以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれ記入し、主たる事業所を○で囲んでください。

16 借用資産

「有」の場合は、貸主（リース元等）の名称等を記入してください。

18 備考（添付書類等）

該当する番号を○で囲んでください。その他、次のような事項を記入してください。

- (1) 社名・住所変更をされた場合の年月日及び事由
- (2) 合併された場合の合併元・先の会社名等
- (3) 共有資産の場合の共有者名前、住所
- (4) 相続により所有者が変更した場合の相続年月日、被相続人名前
- (5) 添付書類がある場合の書類の名称等
- (6) 申告書不要の希望の旨（自社様式での申告・電子申告の方のみ）
- (7) その他必要事項

Ⅳ 償却資産の計算～価格の決定等

1 評価額の計算

毎年 1 月 1 日現在に市内に所有している資産について、取得価額、取得年月及び耐用年数を基に評価額を計算します。

(1) 前年中に取得した資産

取得価額×前年中取得の減価残存率※＝評価額 ※【減価残存率表】を参照

(2) 前年前に取得した資産

前年度評価額×前年前取得の減価残存率＝評価額

※ 取得価額の 5%が評価額の下限となります。上の計算により毎年減価していき、取得価額の 5%を下回った場合、それ以降の評価額は取得価額の 5%となります。

【減価残存率表】

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	$1-(r/2)$	$1-r$		r	$1-(r/2)$	$1-r$		r	$1-(r/2)$	$1-r$
—	—	—	—	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

【評価額計算例】

取得価額：200,000 円 取得年月：2025 年（令和 7 年） 2 月 耐用年数：4 年
資産：パソコン の場合

（耐用年数 4 年の減価残存率…前年中取得：0.781、前年前取得：0.562）

（取得価額の 5%：200,000 円× 5%=10,000 円）

2026 年度（令和 8 年度）：200,000 円×0.781=156,200 円

2027 年度（令和 9 年度）：156,200 円×0.562= 87,784 円

2028 年度（令和 10 年度）：87,784 円×0.562= 49,334 円

2029 年度（令和 11 年度）：49,334 円×0.562= 27,725 円

2030 年度（令和 12 年度）：27,725 円×0.562= 15,581 円

2031 年度（令和 13 年度）：15,581 円×0.562= 8,756 円<10,000 円

※ 2031 年度（令和 13 年度）で算出額が取得価額の 5%（10,000 円）を下回る
ので、2031 年度（令和 13 年度）以後の評価額は 10,000 円となります。

（国税とは違い備忘価額 1 円まで減少しません。）

2 価格の決定

取得価額を基礎に、経過年数に応じた価値の減少を考慮して適正な時価として評価し、
3 月 31 日までに価格を決定します。

3 税額の計算

$$\begin{array}{ccccc} \text{税 額} & = & \text{※課税標準額} & \times & \text{税率} \\ \text{(100 円未満切り捨て)} & & \text{(1,000 円未満切り捨て)} & & \text{(1.4\%)} \end{array}$$

※課税標準額：市内に所在する資産の評価額の合計
（評価額の計算については 18 ページ参照）

4 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

※課税されませんが、事業の用に供する資産をお持ちの場合は、毎年申告が必要です。

5 納期限

固定資産税の納期限は、次の 4 回です。

第 1 期 4 月末、第 2 期 7 月末、第 3 期 9 月末、第 4 期 12 月 25 日

※納税通知書は 4 月中旬に発送予定です。

V Q & A

償却資産申告のQ & A

Q 1 償却資産が複数の市町にある場合はどこへ申告すればよいですか？

A 1 償却資産が所在する市町にそれぞれ申告する必要があります。

Q 2 資産の増減がない場合も申告が必要ですか？

A 2 資産の増減がない場合でも事業の用に供する資産をお持ちであれば、毎年申告が必要です。償却資産申告書の18備考の右下「3 前年中資産増減なし」を○で囲んでください。

Q 3 廃業や休業した場合はどうすればよいですか？

A 3 償却資産申告書の18備考の右下「5 転出・廃業・解散 等」を○で囲み、廃業や休業の日付を記入してください。

Q 4 償却資産申告書の提出は窓口へ持参しなければなりませんか？

A 4 郵送でも受け付けています。控えに受付印が必要な場合は、償却資産申告書の「副」と種類別明細書の「控え用」及び必要な金額の切手を貼った返信用の封筒を御用意していただければ返送します。金額不足の場合は、不足分受取人払いとして送らせていただきます。切手の貼付がない場合は返送いたしかねますので御了承ください。
また、電子申告（eLTAX）での申告を推奨していますのでぜひ御利用ください。

Q 5 支所への提出はできますか？

A 5 松永・北部・東部・神辺・沼隈・内海・新市の各支所でも受付を行っていますが、担当者はおりませんので、内容の確認が必要な場合は福山駅前の本庁舎2階にある資産税課償却資産担当まで御連絡ください。

Q 6 一度償却資産申告書を提出した後に申告漏れや申告内容の訂正などが分かった場合はどうしたらよいですか？

A 6 修正申告書を作成して提出してください。修正申告書の様式は通常の償却資産申告書と同じものですので、福山市資産税課ホームページからダウンロードできます。償却資産申告書の備考欄に「修正申告」と記入し、修正内容も記入してください。
(例 資産番号〇〇番を追加 等)
電子申告の場合も備考欄へ同様に記入して通常どおり申告してください。

Q 7 確定申告をしています、償却資産の申告も必要ですか？

A 7 必要です。収入についての申告である確定申告とは異なり、償却資産の申告は、償却資産に該当する設備を所有している方が申告をするもので、土地や建物と同様に固定資産税の対象となります。

Q 8 太陽光発電設備は償却資産に該当しますか？

A 8 設置状況によって、該当する場合があります。次の表を参考に、償却資産の申告が必要な場合は申告をしてください。(11 ページ参照)

太陽光設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人事業主	店舗やアパート、農業等事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人	家屋や土地に設置した太陽光発電設備で、発電出力 10kw 以上の設備を全量又は余剰売電している場合、売電事業用の資産となります。償却資産として申告の対象となります。

※ 家屋の屋根材として太陽光発電設備を設置している場合は、家屋での評価となりますので、申告は不要です。

Q 9 償却資産に対して固定資産税はかかっていませんが、償却資産の申告は必要ですか？

A 9 事業の用に供する資産をお持ちの場合は、固定資産税がかかっていなくても毎年申告が必要です。

Q10 償却資産を共有している場合はどのように申告をしたらよいですか？

A10 償却資産の申告では、持分での申告は認められていませんので共有名義で申告してください。申告書の所有者欄に「代表者名前 外〇名」と記入し、備考欄に共有者の名前、住所を記入してください。

Q11 償却資産の取得価額における消費税の取扱いはどのようになりますか？

A11 法人税又は所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額で、税込経理方式を採用している場合は消費税を含む金額で申告してください。

Q12 相続により償却資産を継承した場合はどのように申告をしたらよいですか？

A12 申告書に旧所有者の名称、住所が記載されている場合は、相続した方の名称、住所に書き直していただき、備考欄に「相続により所有者変更」等と記入して申告してください。

申告書に旧所有者の名称、住所が記載されていない場合は、備考欄に旧所有者の名称、住所、相続した旨を記入して申告してください。

№. 3-1 仕様書

1 品名

種類別明細書（増加資産・全資産用）

2 品質・規格

サイズ : 縦 8.5 インチ×横 12.0 インチ

レイアウト : 別添「種類別明細書（増加資産・全資産用）」のとおり

紙質 : 3部複写ノーカーボン用紙

印色数 : 草色一色（片面印刷） 網掛け部分は薄い草色

その他 : 単票にすること。

右端ミシン目あり

左右の送り孔の他に左端 2穴（直径 6mm）あり

紙ホッチキスにより 3部をまとめること。

3 校正

1回

4 数量

11,300 セット（3枚 1組）

5 納品場所・納品方法

納品場所 : 資産税課（福山市東桜町3番5号 本庁舎 2階）

担当 坂田 電話 084-928-1022

納品方法 : 搬入

6 納入期限

2025年（令和7年）11月19日（水）

7 注意事項

- ・単票で納品すること。
- ・納品時、サンプルとして 2部用意すること。

※所有者コード※										種 類 別 明 細 書 (増加資産・全資産用)										所 有 者 名					枚のうち	
1																									枚 目	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		(イ) 取 得 価 額				耐 用 年 数	(ロ) 減 価 残 存 率	(ハ) 価 額	※ 課 税 標 準 の 特 例		※ 課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要								
					西 暦 年	月	十 億	百 万	千	円				率	コード											
1												0.					1・2 3・4									
2		(記										0.	(記			(記	1・2 3・4									
3		入										0.	入			入	1・2 3・4									
4		し										0.	し			し	1・2 3・4									
5		ない										0.	ない			ない	1・2 3・4									
6		い										0.	い			い	1・2 3・4									
7		で										0.	で			で	1・2 3・4									
8		く										0.	く			く	1・2 3・4									
9		だ										0.	だ			だ	1・2 3・4									
10		さ										0.	さ			さ	1・2 3・4									
11		い										0.	い			い	1・2 3・4									
12												0.					1・2 3・4									
13												0.					1・2 3・4									
14												0.					1・2 3・4									
15												0.					1・2 3・4									
16												0.					1・2 3・4									
17												0.					1・2 3・4									
小 計																										

・「資産の種類」は1構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機 5車両及び運搬具 6工具器具及び備品 です。
・「増加事由」の欄は, 1新品取得, 2中古取得, 3移動による受入れ, 4その他のいずれかに○印を付けてください。

№. 3-2 仕様書

1 品名

種類別明細書（減少資産用）

2 品質・規格

サイズ : 縦 8.5 インチ×横 12.0 インチ

レイアウト : 別添「種類別明細書（減少資産用）」のとおり

紙質 : 3部複写ノーカーボン用紙

印色数 : 赤一色（片面印刷） 網掛け部分は薄い赤色

その他 : 単票にすること。

右端ミシン目あり

左右の送り孔の他に左端 2穴（直径 6mm）あり

紙ホッチキスにより 3部をまとめること。

3 校正

1回

4 数量

5,600 セット（3枚 1組）

5 納品場所・納品方法

納品場所 : 資産税課（福山市東桜町3番5号 本庁舎 2階）

担当 坂田 電話 084-928-1022

納品方法 : 搬入

6 納入期限

2025年（令和7年）11月19日（水）

7 注意事項

- ・単票で納品すること。
- ・納品時、サンプルとして 2部用意すること。

年度

※所有者コード※

種類別明細書
(減少資産用)

所有者名

枚のうち
枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額				耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
					西暦年	月	十億	百万	千	円			1売却 3移動	2減失 4その他	
1													1・2・3・4	1・2	
2													1・2・3・4	1・2	
3													1・2・3・4	1・2	
4													1・2・3・4	1・2	
5													1・2・3・4	1・2	
6													1・2・3・4	1・2	
7													1・2・3・4	1・2	
8													1・2・3・4	1・2	
9													1・2・3・4	1・2	
10													1・2・3・4	1・2	
11													1・2・3・4	1・2	
12													1・2・3・4	1・2	
13													1・2・3・4	1・2	
14													1・2・3・4	1・2	
15													1・2・3・4	1・2	
16													1・2・3・4	1・2	
17													1・2・3・4	1・2	
小計															

第二十六号様式別表二(提出用)

2008-資税-47の4 A4 ノーカーボン 2025.11 3×5,600

1 2 3
P P P

第二十六号様式別表二(提出用)
第二十六号様式別表二(入力用)
第二十六号様式別表二(控用)

No. 4 仕 様 書

1 品名

2026年（令和8年）福山市二十歳の集い記念品の同封物

2 品質規格その他

- ①サイズ 縦148mm×横100mm（はがきサイズ）
- ②紙の厚さ コート紙 110kg
- ③両面カラー印刷
- ④原稿（PDF）渡し可能
- ⑤校正1回

3 内容

- ・別紙のとおり

4 数量

2,140枚

5 納品場所・納品方法

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎東棟1階
若者・くらしの悩み相談課
（電話（084）928-1046 担当：鈴木）

6 納入期限

2025年（令和7年）10月31日（金）

二十歳を迎えたみなさま おめでとうございます!

おめでとうございます。

二十歳を迎えたみなさまに、福山産のデニム生地を使ったサコッシュを記念品として贈らせていただきます。この記念品は、染色、デニム生地、テープ、刺繍、縫製、箱に至るまで福山のものづくり企業が集結して作り上げています。このサコッシュをぜひ使ってみてください。



ばらのまち福山
イメージキャラクター

「ローラ」

刺繍している言葉は、ものづくりのまち「福山」から、二十歳を迎えたみなさまにお祝いの気持ちを込めたメッセージです。夢を実現するため、なりたい自分になるために、今という時間を大切にしてください。

『Where there's a will, there's a way.』
叶えたいという確固たる意志があれば道は開け

サコッシュ

必要最小限の荷物を収納するのに適したサコッシュ。

普段使いはもちろん、多くの場面で重宝するアイテムです。



ばらのまち福山
イメージキャラクター
「ローラ」



財布やスマホも
楽々収納！

肩紐が長い時
には、結んで
長さを調整し
てね！



《使用上の注意》

生地特性上、水分や摩擦により色落ち、色移りすることがあります。

福山市は、デニム生産量日本一です。各国の有名ファッションブランドに使用されるなど、高い品質と進化する技術で世界に誇るデニムを生産しています。

記念品のデニムは、昔ながらの織機を使用し織られた「セルビッチデニム」と言います。このセルビッチデニムの良さは「素材感」です。織機のアナログさと、職人の手仕事で行う調整により、生地に「個性」が出ます。使い込むことで生まれる「経年変化」が、生地をより表情を豊かにしてくれます。

また、記念品のパッケージには、原爆ドーム折り鶴再生紙を使用しています。折り鶴は平和のシンボルと考えられ、世界中の多くの国々で平和を願って折られ広島へ届けられています。平和や命の尊さについて考える機会になれば幸いです。

No. 5
 2026年度（令和8年度）福山市立福山中学校入学者選抜実施要項
 構成

枚目	印刷面	印刷内容	用紙	両面印刷	ミシン目	ページ	ファイル名
1	表紙	表紙	上質（うぐいす）110K			－	00
2	目次	目次	上質白55K			－	01
3	1ページ	基本方針・日程	上質白55K	両面印刷		1	02
	2ページ	実施要項P1				2	03
4	3ページ	実施要項P2	上質白55K	両面印刷		3	〃
	4ページ	実施要項P3				4	〃
5	5ページ	入学者選抜	上質白55K	両面印刷		5	〃
	6ページ	合格者の手続				6	〃
6	7ページ	別表1	上質白55K	両面印刷		7	〃
	8ページ	別表2				8	〃
7	9ページ	学則	上質白55K			9	〃
8	合紙	中綴じ	上質（ブルー）55K			－	04
9	様式1	納付書	上質白55K		ミシン目5本（縦2本・横3本）	10	05
10	様式2（表）	入学願書	上質白130K	両面印刷	ミシン目2本（縦1本・横1本）	11	06
	〃（裏）	記入上の注意				12	07
11	様式3	志望理由書	上質白70K		ミシン目1本（縦1本）	13	08
12	様式4（表）	調査書(表)	上質白70K	両面印刷	ミシン目1本（縦1本）	14	09
	〃（裏）	記入上の注意				15	10
13	記入要領1	記入要領1	上質白55K	両面印刷	ミシン目無し	16	11
	記入要領2	記入要領2				17	12
14	様式5	志願者名簿	上質白55K		ミシン目1本（縦1本）	18	13
15	様式6	学区外出願許可願	上質白55K		ミシン目1本（縦1本）	19	14
16	様式7	居住確約書	上質白55K		ミシン目1本（縦1本）	20	15
17	様式8	出身小学校長意見書	上質白55K		ミシン目1本（縦1本）	21	16
18	様式9	学区外出願許可指令書	上質白55K	両面印刷	ミシン目無し	22	17
	様式10	選抜結果の通知1				23	18
19	様式11	選抜結果の通知2	上質白55K	両面印刷	ミシン目無し	24	19
	様式12	結果の一覧				25	20
20	様式13	入学確約書	上質白55K		ミシン目1本（縦1本）	26	21
21	様式14	就学承諾書	上質白55K		ミシン目1本（縦1本）	27	22
22	様式15	入学辞退届	上質白55K		ミシン目1本（縦1本）	28	23
23	裏表紙	裏表紙	上質（うぐいす）110K			－	24

- ※ 冊子の体裁 A4版、左側無線綴じ
- ※ 原稿は、紙媒体又はデジタルデータ（ワード）で手交
- ※ 校正 2回
- ※ 納期及び納品場所 11月4日（火） 福山中学校事務室
- ※ リサイクル適正表示をすること
- ※ 全ての印刷資材のリサイクル適正ランクをAとすること
- ※ 資材確認票を納品時に提出すること
- ※ 原稿の詳細については、福山市教育委員会事務局学校教育部学びづくり課(Tel084-928-1183)担当：小林まで
- ※ データは学びづくり課にて手交予定
- ※ 1,800部印刷

№. 6 福山市保健福祉局保健部保健予防課 はがき仕様書

	項 目	仕 様
1	はがき名	麻しん風しんワクチン（第1期）接種勧奨はがき
2	サイズ	はがき105mm×148mm（別添参照） ※圧着なし
3	デザイン	別添レイアウト参照 ※原稿の文字はデータ通り
4	特殊	料金後納郵便にて使用できるようにすること。
5	紙厚	上質紙180kg
6	印刷色	フルカラー両面印刷 ※鮮明に印刷すること
7	数量	250枚
8	納品方法及び納品期限	納品方法：納品場所への搬入 納品期限：2025年（令和7年）10月31日（金）
9	校正回数	1回
10	納品場所	福山市保健所保健予防課（詳細は協議）
11	担当	福山市保健福祉局保健部保健予防課 佐伯 （084-928-1127）

No. 7 印刷帳票発注仕様書

帳 票 名	国民健康保険税 領収証書（公売用）	帳票の仕様
		①サイズ 見本のとおり
用 紙 コ ー ド		②印刷 見本のとおり
		③字体 見本のとおり
サ イ ズ	別紙見本参照	④2枚1組50組綴り
		※ 印刷前に要校正 → 保険年金課でおこなう
紙 質	感圧紙	⑤上側連番240001番から附番すること（最終240500）
		下側連番は0050番から0001番
紙 色	白	⑥ミシン目は細かく入れる。
		納入にあたっての注意事項
刷 色	2色（赤・青色）	① 納入期限 2025年（令和7年）11月 20日（木）
		② 納入場所 福山市役所 1階保険年金課 横山まで
連 単 区 分	単票	③ 帳票は1包10冊・1箱10包で梱包すること。
		④梱包外側に帳票名を記入すること。
裏面印刷有無	無	
印 刷 部 数	10冊	

国民健康保険税
領収証書控

No.

住所			
納税（納付）義務者		通知書番号	
納		調定年度	
		課税年度	
科目	期別	納入税額(円)	延滞金(円)
右のとおり			
領収しました			
領収印	合計		
	福山市現金取扱員		備考
		No.	

国民健康保険税
領収証

No.

住所																					
納税（納付）義務者		納		調定年度		通知書番号															
				課税年度																	
科目		期別				納入税額(円)						延滞金(円)									
		[][]		[]		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
		[][]		[]		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
		[][]		[]		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
		[][]		[]		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
右のとおり		[][]		[]		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
		[][]		[]		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
領収しました		[][]		[]		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
		[][]		[]		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
領収印				合計		[][][][][][][]						[][][][][][][]									
		福山市現金取扱員										備考									
												No.									

No. 8 仕 様 書

1. 品 名

レターヘッド

2. 品質規格その他

市章入り（金色）

文字入り

（文字：Fukuyama City, 字体：Times New Roman, フォントサイズ：10pt,
色：金色, 挿入場所：市章の大きさの中央（見本参照））

A4サイズ

奉書紙

重さ：70kg 薄紙

紙色：白

校正1回

カラーコード

C：40, M：40, Y：100, K：0

その他 見本のとおり

3. 数 量

300枚

4. 納品場所

市役所本庁舎 6階秘書課

5. 納入期限

2025年（令和7年）10月24日（金）